

[illegible]

金庫國

照取照片序号

1003

學生勞動管理

年度

ACD

金一

※会計年度(元号:令和15年) ※製定年度(元号:令和15年)

泥香	—	午度	—	尤香	—	有臨
----	---	----	---	----	---	----

納入告知書発行年月日

令和 年 月 日

※収納区分

※収納区分		
-------	--	--

11

米阿諾芬	米阿諾芬
------	------

納付期限

令和 年 月 日

(住所) 〒

延滞金の計算方法

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条、

附則第12条

石棉による健康被害の救済に関する法律第38条

{氏名}

最

精付の目的

年度一般預留金、準備金：

延滞免

翌年度5月1日 以降
現年度 歳入 組入

(取扱説明用)

上記の合計額を償還しました。

等日付収領

第二片

姓名	职称	课程名称	学时	考核方式	备注
张明	教授	高等数学	48	考试	
李华	副教授	大学英语	32	考试	
王强	讲师	计算机基础	32	考试	
赵敏	讲师	思想政治	32	考试	
孙伟	讲师	体育	32	考试	
周丽	讲师	音乐	32	考试	
吴刚	讲师	美术	32	考试	
郑晓	讲师	劳动教育	32	考试	
陈静	讲师	军事理论	32	考试	
徐峰	讲师	创新创业	32	考试	
黄磊	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮	讲师	法治教育	32	考试	
黄伟	讲师	心理健康教育	32	考试	
宋佳	讲师	职业生涯规划	32	考试	
马飞	讲师	就业指导	32	考试	
周涛	讲师	形势与政策	32	考试	
吴昊	讲师	国防教育	32	考试	
郑宇	讲师	安全教育	32	考试	
陈浩	讲师	环境教育	32	考试	
徐亮					

米夏埃爾·哈特

年度	所	厚生労働省	労働保険特別会計

年度	所

年度

	芳蘭	韻道所屬所家	管轄	基幹	香号	技藝
保號 番						-

※証券受領書
金部 一部

※CD


新編年譜(元号:令和13.9) 新編定年譜(元号:令和13.9)

元号	—	年区	元号	—	年区

右のとおり納付して下さい。 区別
令和 年 月 日

※
地区別

木可養子類

納付期限

今日年月

劳动保障保险特别会计
收入徵收官

〔住所〕〒

(氏名)

現

延滞金の計算方法

第四條第28条、同法第12条
並に同法の第29条の款、並びに同法第35条
石炭による腐蝕被害の救済に関する法律第35条

年度	所	管	省	劳动保障	特别会计

年度	所

年度

項目	金額	摘要
一、現金收入		
二、現金支出		
三、現金結存		
四、現金結存		
五、現金結存		
六、現金結存		
七、現金結存		
八、現金結存		
九、現金結存		
十、現金結存		
十一、現金結存		
十二、現金結存		
十三、現金結存		
十四、現金結存		
十五、現金結存		
十六、現金結存		
十七、現金結存		
十八、現金結存		
十九、現金結存		
二十、現金結存		
二十一、現金結存		
二十二、現金結存		
二十三、現金結存		
二十四、現金結存		
二十五、現金結存		
二十六、現金結存		
二十七、現金結存		
二十八、現金結存		
二十九、現金結存		
三十、現金結存		
三十一、現金結存		
三十二、現金結存		
三十三、現金結存		
三十四、現金結存		
三十五、現金結存		
三十六、現金結存		
三十七、現金結存		
三十八、現金結存		
三十九、現金結存		
四十、現金結存		
四十一、現金結存		
四十二、現金結存		
四十三、現金結存		
四十四、現金結存		
四十五、現金結存		
四十六、現金結存		
四十七、現金結存		
四十八、現金結存		
四十九、現金結存		
五十、現金結存		
五十一、現金結存		
五十二、現金結存		
五十三、現金結存		
五十四、現金結存		
五十五、現金結存		
五十六、現金結存		
五十七、現金結存		
五十八、現金結存		
五十九、現金結存		
六十、現金結存		
六十一、現金結存		
六十二、現金結存		
六十三、現金結存		
六十四、現金結存		
六十五、現金結存		
六十六、現金結存		
六十七、現金結存		
六十八、現金結存		
六十九、現金結存		
七十、現金結存		
七十一、現金結存		
七十二、現金結存		
七十三、現金結存		
七十四、現金結存		
七十五、現金結存		
七十六、現金結存		
七十七、現金結存		
七十八、現金結存		
七十九、現金結存		
八十、現金結存		
八十一、現金結存		
八十二、現金結存		
八十三、現金結存		
八十四、現金結存		
八十五、現金結存		
八十六、現金結存		
八十七、現金結存		
八十八、現金結存		
八十九、現金結存		
九十、現金結存		
九十一、現金結存		
九十二、現金結存		
九十三、現金結存		
九十四、現金結存		
九十五、現金結存		
九十六、現金結存		
九十七、現金結存		
九十八、現金結存		
九十九、現金結存		
一百、現金結存		

2

胆鐵至

入
延滞金

納付額

〔合計額〕

納付の場所
日本銀行（本店・支店・代理店又は該
（各支店） 正統銀行又は同品店 支店

勞務處

年度一起搬出金、追款金、

現年 歲 入組 入

(精付者渡し)

上記の合計額を領収しました。

按日收取舖位

注意事項

- 1 ※印のついた欄は記載しないで下さい。
- 2 納付額を記入するときは、必ずその前に「¥」記号を付して下さい。
- 3 延滞金は、一般抛出台金が1,000 円以上の場合において、督促状の送付を受け、その指定期限までに完納されなかったときは、納付を要します。
 延滞金の額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条、同法附則第12条及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条の計算方法（元本金額×延滞金利率×納期限の翌日から納付日の前日までの日数÷365）により計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。
- 4 延滞金を支払わなければならない場合において領収した金額が一般抛出台金、追徴金及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収した金額を一般抛出台金、追徴金及び延滞金の順に充当します。
- 5 この納入告知書は、3 枚 1 組の複写式となっていますから、3 枚とも納付の場所に提出して下さい。

備考

- 1 用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 2 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 別紙第4号書式の備考4、14及び15は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。
- 4 住所氏名欄は、左端から4.3cm上端から5.5cmの部分に縦4.7cm、横8cmの大きさで設けること。
- 5 納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
- 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。